

3-(1) 川崎市災害遺児等福祉手当支給条例【こども未来局こども家庭課】

昭和44年3月31日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害により、児童の父又は母等が死亡し、又は身体に重度の障害を有することとなった当該児童を扶養している保護者に対して災害遺児等福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「児童」とは、18歳未満の者をいう。

2 この条例で「保護者」とは、父母その他の者であって現に児童と生計をともにし、世帯を同じくしている者をいう。

3 この条例で「災害」とは、地震、風水害、火災、交通事故、機械又は重量物による事故その他規則で定めるものをいう。

(受給資格)

第3条 災害遺児等福祉手当(以下「手当」という。)の支給を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

(1) 災害により、児童と同一生計を営む父又は母等が死亡し、又は障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害程度等級表の1級又は2級に該当することとなった当該児童の保護者

(2) 市の区域内に住所を有する者

(申請及び決定)

第4条 手当の支給を受けようとする者は、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を受けたときは、これを審査し、支給の可否を決定する。

(手当額)

第5条 手当額は、児童1人につき年額36,000円とする。ただし、年の途中において受給資格を取得した者及び受給資格が消滅した者の手当額は、月割とする。

(支給期間)

第6条 手当の支給は、第4条第1項の規定による申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。ただし、第7条第3号第4号及び第5号の規定により受給資格を失った者に係る児童について新たに受給資格の申請があったときは、手当の始期については、この限りでない。

(受給資格者の消滅)

第7条 手当の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)が、次の各号の一に該当する場合は受給資格を失う。

(1) 扶養する児童が死亡したとき。

(2) 扶養する児童が養子縁組により養子となったとき。

(3) 市の区域内に住所を有しなくなったとき。

(4) 婚姻したとき(父又は母の場合に限る。)

(5) 保護者でなくなったとき。

(支給の取消し等)

第8条 市長は、受給者が次の各号の一に該当する場合は、手当の支給決定を取り消し、すでに支給した手当を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な方法により手当の支給を受けたことが明らかになったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(届出の義務)

第9条 受給者が、第7条各号の一に該当したときは、すみやかに市長に届け出なければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

(支給に関する特例)

2 この条例施行の際、現に受給資格のある者が、昭和44年9月30日までに第4条第1項の規定による申請をしたときは、第6条の規定にかかわらず、同年4月から手当を支給する。

附 則 (昭和45年3月31日条例第20号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月30日条例第16号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月18日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の条例の規定により手当の支給を受けている者で、当該手当の支給に係る児童が改正後の条例第2条第1項の規定に該当することにより、施行日以後引き続き改正後の条例の規定により手当の支給を受けることができることとなるものについては、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による申請があったものとみなす。

附 則 (昭和63年10月18日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和64年1月1日から施行する。

(支給に関する特例)

2 この条例施行の際、新たに受給資格を有することとなった者が、昭和64年3月31日までに改正後の条例第4条第1項の規定による申請をしたときは、改正後の条例第6条の規定にかかわらず、同年1月から手当を支給する。

3-(2) 川崎市災害遺児等福祉手当支給条例施行規則【こども未来局こども家庭課】

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市災害遺児等福祉手当支給条例（昭和44年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(父又は母等)

第2条 条例第1条及び第3条第1号に規定する「父又は母等」とは、父若しくは母又は父及び母に扶養されていない児童を現に扶養している者をいう。

(災害)

第3条 条例第2条第3項に規定する規則で定めるものは、落雷、不慮の墜落、爆発及び中毒その他市長が特に認めたものとする。

(申請手続)

第4条 条例第4条第1項の規定による申請は、川崎市災害遺児等福祉手当申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 条例第2条第3項に規定する災害であることを明らかにする書類（自動車安全運転センター事務所長、労働基準監督署長等の発行する証明書その他市長が適当と認めたもの）
- (2) 検案書若しくは医師の死亡診断書又は身体障害者手帳の写し
- (3) 戸籍謄本
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) その他市長が特に必要と認めた書類

(決定通知書等の交付)

第5条 市長は、条例第4条第2項の規定により支給を決定したときは、川崎市災害遺児等福祉手当支給決定通知書（第2号様式）を申請者に交付する。

2 支給をしないと決定したときは申請者にその旨を通知するものとする。

(手当の支払期日)

第6条 手当は、毎年3月、9月の2期にそれぞれその月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても支払うものとする。

(届出)

第7条 条例第9条の規定による届出は、川崎市災害遺児等福祉手当受給資格消滅届（第3号様式）によるものとする。

2 受給者は、申請書の記載内容に変更を生じたときは、川崎市災害遺児等福祉手当変更届（第4号様式）により、速やかに届け出なければならない。

(手当額の改定)

第8条 市長は、前条第2項の規定による届出のうち児童数変更の届出を受けたときは、手当の額を改定し受給者に川崎市災害遺児等福祉手当額改定通知書（第5号様式）を交付する。この場合児童数が増となったときは、その届出のあった日の属する月から、減となったときは、減となった日の属する月の翌月から手当額を改定するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月31日規則第33号）

この改正規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年12月24日規則第94号）

この改正規則は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日規則第21号）

この改正規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月22日規則第96号）

（施行期日）

1 この改正規則は、昭和64年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成9年3月31日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第16号抄）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第43号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第67号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の川崎市災害遺児等福祉手当支給条例施行規則、第3条の規定による改正前の川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則及び第4条の規定による改正前の川崎市霊堂条例施行規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式

川崎市災害遺児等福祉手当申請書				
				年 月 日
(宛先)川崎市長		申請者 氏名		
次のとおり手当の支給を受けたいので申請します。				
申請者	住所	川崎市 区	郵便番号	電話
	ふりがな氏名		生年月日	・ ・
	勤務先の名称		電話	
	振込希望口座	銀行 信用金庫 組合	支店	預金種目 口座番号 普通・当座
死亡した者	氏名			
	児童との続柄			
	死亡年月日		・ ・	・ ・
重度障害となった者	氏名			
	児童との続柄			
	災害発生日		・ ・	・ ・
	障害名			
	障害程度等級			
児童(18歳未満)	氏名	生年月日	学年又は職業	申請者との続柄
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
※受付年月日	※決定欄	支給開始年月	支給手当額	※備考
		年 月	月額 円	

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 添付書類 (1) 自動車安全運転センター事務所長、労働基準監督署長等の発行する証明書
 (2) 検案書若しくは医師の死亡診断書又は身体障害者手帳の写し
 (3) 戸籍謄本
 (4) 世帯全員の住民票の写し

第2号様式

川崎市災害遺児等福祉手当支給決定通知書			
		年 月 日	
様		川崎市長	印
年 月 日付けで申請のあった手当については、次のとおり決定したので通知 します。			
受給者氏名			
受給者住所	川崎市	区	
決定番号	第	号	
決定年月日	年	月	日
児童の氏名 及び生年月日	(. . 生)		
	(. . 生)		
	(. . 生)		
	(. . 生)		
	(. . 生)		
	(. . 生)		
手当支給額	月額	円	
支給開始年月	年	月	
振込口座	銀行 信用金庫 組合	支店	預金種目
			普通・当座
			口座番号

注 この決定通知書は、手当受給中保管してください。

第3号様式

川崎市災害遺児等福祉手当受給資格消滅届		年 月 日
(あて先)川崎市長		届出人住所..... ふりがな..... 氏 名..... 電 話.....
次のとおり手当を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。		
ふりがな 受給者氏 名		届出人との 続柄
受給者住所	川崎市 区	
決定番号	第 号	
受給資格消滅理由	<input type="checkbox"/> 扶養する児童が死亡した。 <input type="checkbox"/> 扶養する児童が養子縁組により養子となった。 <input type="checkbox"/> 市の区域内に住所を有しなくなった。 <input type="checkbox"/> 婚姻した(父又は母の場合に限る。) <input type="checkbox"/> 保護者でなくなった。	
理由が発生した日	年 月 日	
特記事項		
※受付年月日	※備考	

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 受給資格消滅理由欄は、該当する□にレ印をつけてください。

第4号様式

川崎市災害遺児等福祉手当変更届					
(宛先)川崎市長		年 月 日			
		届出人住所..... ふりがな 氏 名..... 電 話.....			
次のとおり変更しましたので届け出ます。					
ふりがな 受給者氏 名		届出人と の続柄			
受給者住所	川崎市 区				
決定番号	第 号				
住 所	新	川崎市 区	郵便番号 電話		
	旧	川崎市 区			
氏 名	新				
	旧				
児 童 数	新	人			
	旧	人			
振 込 口 座	新	銀 行 信用金庫 組 合	支店	預 金 種 目	口 座 番 号
				普通・当座	
	旧	銀 行 信用金庫 組 合	支店	預 金 種 目	口 座 番 号
				普通・当座	
変 更 年 月 日	年 月 日				
※受付年月日	※備考				

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 該当する変更欄のみ記入してください。
 3 添付書類 住所氏名又は児童数の変更の場合は、世帯全員の住民票の写し
 4 届出の際は、川崎市災害遺児等福祉手当支給決定通知書を持参してください。

第5号様式

川崎市災害遺児等福祉手当額改定通知書					
様				年 月 日	
				川崎市長	印
次のとおり手当の額を改定しましたので通知します。					
決定番号		第 号			
新たに対象となる児童		(. . 生)		(. . 生)	
対象とならなくなった児童		(. . 生)		(. . 生)	
改定前	児童数	人	改定後	児童数	人
	支給手当額	月額 円		支給手当額	月額 円
改定年月		年 月			
決定年月日		年 月 日			
備考					

注 この改定通知書は、川崎市災害遺児等福祉手当支給決定通知書とともに手当受給中保管してください。